

# IFRS の概念フレームワークにおける新潮流について —概念フレームワークの金融化（現象）を中心として—

岩崎 勇  
九州大学

## 要 旨

本稿では、国際会計研究の対象となる財務会計の内容、特に国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（IFRS）の概念フレームワーク（以下、「概念的枠組み」という）について、どのような新潮流があるのかを検討し、従来の産業資本主義的な考え方に基づく過去キャッシュ・フロー（収支）を基礎とした取得原価主義会計から、金融資本主義的な考え方に基づく将来キャッシュ・フローをベースとして、金融商品の会計処理に適した公正価値と将来キャッシュ・フローを主軸に据えた会計へと概念的枠組みが転換しつつある（「概念的枠組みの金融化（現象）」ないし「会計の金融化（現象）」）という新潮流があることを明らかにすることを目的としている。ここで、「概念的枠組みないし会計の金融化（現象）」とは、個別会計基準の設定基準たる概念的枠組みが、金融・資本市場に投資を行う広義の投資家（資金提供者）の意思決定のために有用な企業の財務情報を提供するために、（一般の商品・サービスの処理表示を適切に行うためのものというよりも）大枠として金融商品に適した処理・表示の考え方に基づいて全体として構成される（現象の）ことであり、このために会計目的、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素の定義、認識規準、測定及び開示等が規定され、これに伴ってそこで規定された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定・改廃されることである。

## I はじめに

本稿では、国際会計研究の対象となる財務会計の内容、特に国際会計基準審議会 (IASB) が公表する国際財務報告基準 (IFRS) の概念フレームワーク (以下、「概念的枠組み」という) について、どのような新潮流があるのかを検討し、従来の産業資本主義的な考え方に基づく過去キャッシュ・フロー (収支) を基礎とした取得原価主義会計から、金融資本主義的な考え方に基づく将来キャッシュ・フローをベースとして、金融商品の会計処理に適した公正価値と将来キャッシュ・フローを軸に据えた会計へと概念的枠組みが転換しつつある (「概念的枠組みの金融化 (現象)」ないし「会計の金融化 (現象)」) という新潮流があることを明らかにすることを目的としている。ここで、「概念的枠組みないし会計の金融化 (現象)」とは、個別会計基準の設定基準たる概念的枠組みが、金融・資本市場に投資を行う広義の投資家 (資金提供者) の意思決定のために有用な企業の財務情報を提供するために、(一般の商品・サービスの処理表示を適切に行うためのものというよりも) 大枠として金融商品に適した処理・表示の考え方に基づいて全体として構成される (現象の) ことであり、このために会計目的、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素の定義、認識規準、測定及び開示等が規定され、これに伴ってそこで規定された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定・改廃されることである<sup>(1)</sup>。なお、この概念的枠組みの金融化の議論は、あくまでも概念的枠組みの大枠ないし全体的な骨格部分のものであり、細かな点では、これに該当しないケースが見られることはいうまでもないことである。

## II IFRS の概念的枠組みにおける新潮流についての検討

### 1 概念的枠組みの金融化と金融商品会計の特徴点

本稿で概念的枠組みの金融化を検討するに当たり、まず金融化した場合の特徴的な会計処理である金融商品に適した公正価値会計の特徴点を、従来の取得原価主義会計ないし動態論に基づく発生主義会計と比較して示せば、表 1 のとおりである。

基本的思考の経済的な背景には、取得原価主義会計においては基本的に産業の発展により経済を豊かにしていこうとする産業資本主義的な思考がその基礎にあるのに対して、公正価値会計では、特に 1980 年代後半からの金融工学をベースとして生み出された新金融商品の発展とともに広まってきた英米の思考である金融資本主義的な思考 (金融資本の増殖により経済を豊かにしていこうとする考え方) がその基礎にある。会計思考の背景に関しては、取得原価主義会計では基本的に適正な期間損益計算を行うことを重視するのに対して、公正価値会計では投資対象である企業の財務実態とリスクの開示を重視する。利益観に関しては、取得原価主義会計においては長期志向でゴーイング・コンサーンを前提とした製造業的な思考の下での会計観に適合する収益費用中心観を基礎とするのに対して、公正価値会計ではファイナンス理論的な観点から (企業それ自体も一つの商品として捉え、企業を売買することを視野に入れた) 短期志向で投資の清算価値を常に念頭に置く投資家的な思考の下での会計観に適合する資産負債中心観を基礎としている。認識測定ベースに関しては、取得原価主義会計においては実際

表 1 取得原価主義会計と公正価値会計の比較

摘 要	取 得 原 価 主 義 会 計	公 正 価 値 会 計
①思考の経済的背景	産業資本主義的な思考	金融資本主義的な思考
②会計の基本思考	適正な期間損益計算	財務実態とリスクの開示
③利益観	収益費用中心観	資産負債中心観
④キャッシュフローの視点	過去キャッシュ・フロー（収支）	将来キャッシュフローの割引現在価値
⑤重視の対象	経営者の意図	市場・時価（公正価値）・外形
⑥思考の前提	ゴーイング・コンサーン	投資の清算価値
⑦志向の内容	製造業的・長期志向	投資家的・短期志向
⑧会計の本質・中心概念	配分	評価
⑨認識測定ベース	（実際）取引ベース	仮想的市場計算ベース
⑩財務報告情報の質的特性	信頼性（・目的適合性）	忠実な表現（・目的適合性）
⑪フロー対ストック	フロー重視	ストック重視
⑫中心的な利益	純利益	包括利益

取引ベースの会計を前提とし、原価測定を中心とするのに対して、公正価値会計では必ずしも実際の取引に参加することを要求しない仮想的市場計算ベースの（投資の清算価値・売却価値を意味する）出口価格を基本としている。会計の本質・中心概念に関して、取得原価主義会計においては実際の取引をベースとして、その取得原価を、減価償却等を通じて配分していくという取引ベースの配分を会計の中心的なプロセスと考えるのに対して、公正価値会計では仮想的市場計算ベースでの評価を会計の中心的なプロセスと考える。なお、財務情報の質的特性に関しては、取得原価主義会計では信頼性と目的適合性を重視するのに対して、公正価値会計では忠実な表現と目的適合性を重視する。また、フロー対ストックに関しては、取得原価主義会計では収益費用というフローを重視するのに対して、公正価値会計では期末の資産（資源）や負債（請求権）というストックを重視する。そして、中心的な利益に関しては、取得原価主義会計では純利益を重視するのに対して、公正

価値会計では、公正価値評価を基礎とした包括利益を重視する。なお、周知のように、会計上、時価評価が本格的に導入されたのは、1990年代の米国のS&L危機以降のことである（浜本 [1996]）。それゆえ、基本的に89年の概念的枠組みは時価を前面に押し出していなかったのに対して、2010年版等では公正価値会計が既に一般化している。

以下では、主に2010年改訂概念的枠組み（特に「会計目的」と「財務報告情報の質的特性」の部分）と2013年討議資料（以下、両者を合わせて「新しい概念的枠組み」という）で示された新しい内容を中心として、従来のそれと比較して、概念的枠組みの金融化（現象）が見られることを明らかにしていくこととする<sup>(2)</sup>。

## 2 会計目的

### (1) 従来の取扱

会計目的（財務報告目的）に関連して、従来の概念的枠組みでは、まず一般目的の財務諸表（「一般目的財務諸表」）（IASB [1989]、

par.6) をその対象とし、意思決定有用性アプローチの観点から「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」(Ibid., par.12) と同時に、「財務諸表はまた、経営者の受託責任又は経営者に委託された資源に対する説明責任の結果も表示する」(Ibid., par.14) としている。このように、従来の概念的枠組みでは、財務諸表の目的として経済的意思決定のために有用な財務情報の提供目的と受託責任の解除目的を並列的に挙げている。

### (2) 新しい概念的枠組みでの取扱

新しい概念的枠組みでは、まずその範囲が、「一般目的財務諸表」から「一般目的財務報告」(IASB [2010], par.OB2) へと拡大している。そして、「一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである」(Ibid., par.OB2) としている。同時に受託責任(stewardship)に関しては、「将来の正味キャッシュ・イン・フローに関する企業の見通しを評価するために、現在及び潜在的な投資者、

融資者及びその他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である」(Ibid., par.OB4) として、受託責任という用語の使用を止めると共に、これを会計目的として考慮するとはするものの、伝統的な財務諸表の作成者の観点ではなく、財務報告の利用者の観点から彼等の行う意思決定の一側面として、広義の意思決定に包含している。さらに、財務報告の主たる利用者に関して、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接に請求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らは一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である」(Ibid., par.OB5) とし、投資家のみではなく、融資者及びその他の債権者を含め、貸借対照表の貸方の資金提供者を主たる利用者としている。以上のことを纏めれば、表2のとおりである。

### (3) 金融化の検討

IASBの概念的枠組みは、「一般目的財務報告の目的は、本『概念フレームワーク』の基礎をなすものである。本『概念フレームワー

表2 会計目的等の比較

摘 要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①対象	財務諸表	財務報告
②報告内容	財政状態、業績及び財政状態の変動	(経済的) 資源、請求権及びそれらの変動
③受託責任	受託責任は独立の目的	受託責任という用語を削除し、かつそれを意思決定に包含
④主たる利用者	広範な利害関係者(ないし投資家*)	資金提供者

\* : 利用者の共通ニーズを表すものとして使用されている。  
(出所) 岩崎 [2014b], 17 頁 (一部修正)。

ク』のその他の側面，すなわち，報告企業の概念，有用な財務情報の質的特性及び制約，財務諸表の構成要素，認識，測定，表示及び開示は，その目的から論理的に生じるものである」(Ibid., par.OB1) と述べ，基本的に演繹的アプローチを採用している。このように，会計目的（財務報告目的）が定義，質的特性，認識及び測定等へ大きな影響を及ぼすこととなる。それゆえ，この会計目的の変化においてまず概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討することとする。

まず，概念的枠組みにおける報告の「対象」が，財務諸表から財務報告へ拡大したことに関しては，この変更はリスク資本を提供する資金提供者の財務諸表よりも広い財務実態とリスク開示のニーズに応えるためのものであり，概念的枠組みの金融化の流れと矛盾することなく，整合的である。次に，「報告内容」については，従来のものが財政状態と業績を並列的に列挙していたのに対して，新しい方は財政状態の構成要素である資源と請求権を中心として，その変動として業績等を捉えるというように，財政状態計算書上のストックのリアリティを重視する資産負債中心観の考え方がより強く打ち出されている。これは，財務実態とリスクの開示を志向する概念的枠組みの金融化の観点と一致する。また，「受託責任」の取扱については，両者において大きな違いが見られる。すなわち，従来においては，受託責任を重視し，これを遂行するのに最も適する測定基礎として「企業が最も一般的に採用している測定基礎は，取得原価である」(IASC [1989], par.101) と考えていたのに対して，新しい方では財務実態とリスクの開示志向から取得原価ではなく，公正価値を重視する観点から取得原価と結びつく受託責任<sup>(3)</sup>の文言を目的規定から削除すると

共に，受託責任を財務諸表の作成者の観点ではなく，財務諸表の利用者の（意思決定の）視点へと変更している。

以上のように，会計目的に関しては，その対象，報告内容及び受託責任の観点から見て，いずれも概念的枠組みの金融化の方向と矛盾するものはなく，かつ受託責任の用語の削除やそれを意思決定の一側面に包含することは，概念的枠組みにおいて金融化の方向が打ち出されていると考えられる。

### 3 財務報告情報の質的特性

#### (1) 従来の取扱

財務情報の質的特性に関して，IASB は演繹的アプローチを採用するので，会計目的（財務報告目的）を頂点として，意思決定有用性アプローチの観点から財務情報を有用とする質的特性を考えている。この場合，従来の概念的枠組みでは，並列列挙型の規定方法で質的特性として理解可能性，信頼性，目的適合性及び比較可能性の4つを挙げている。そして，この場合，目的適合性と信頼性を有する情報に対する制約として適時性，コスト・ベネフィット，質的特性間の均衡（トレード・オフ関係）を挙げている (IASC [1989], pars. 24-25)。

#### (2) 新しい取扱

新しい概念的枠組みでは，（主副区分）重層型の規定方法で質的特性を「基本的特性」（財務報告を有用とするために基本的に必要とされる特性）と「補強的特性」（あった方が好ましいが，必ずしも必要とされない質的特性）の2つに区分している (IASB [2010], pars.QC4-QC32)。この場合，基本的特性は，従来のように目的適合性と信頼性がトレード・オフ関係でチェックし合う関係では

なく、有用性を頂点とする序列関係にあるものと位置づけている（IASB [2006], par.QC44, IASB [2010], par.QC18）<sup>(4)</sup>。

さらに、従来（基本的な）質的特性とされた信頼性を削除し、忠実な表現に置き換える（Ibid., par.QC5）と同時に、信頼性の重要な構成要素である検証可能性を補強的特性に格下げしている（Ibid., par.QC26）。

以上のことを纏めれば、表3のとおりである。

検証可能性の取扱いに関して、例えば、レベル3の金融商品について、「評価モデルの相違により見積りの幅が合理的な許容範囲を超え重要な差異を生む状況では、財務諸表本体の信頼性ないし検証可能性が失われ、忠実な表現を担保し得るだけの中立性も保証されない。レベル3公正価値のうち未成熟モデル評価区分を識別すると（便宜的に『レベル4』と呼称）、そうした領域で補完的な追加フォーミュラが合意されない限り、取得原価による

表3 質的特性の比較

摘要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①アプローチ	意思決定有用性アプローチ	意思決定有用性アプローチ
②規定方法	並列列举型の規定方法	(主副区分) 重層型の規定方法
③区分	質的特性として理解可能性、目的適合性(重要性)、信頼性(忠実な表現、実質優先、中立性、慎重性、完全性)及び比較可能性の4つ	(1) 基本的な質的特性：目的適合性、忠実な表現、 (2) 補強的な質的特性：比較可能性、適時性、検証可能性及び理解可能性
④関係	目的適合的と信頼性とのトレード・オフ関係	目的適合的と忠実な表現との序列関係
⑤信頼性	有(信頼性)	なし(忠実な表現へ変更)
⑥検証可能性	共同プロジェクトを行っていたFASBの概念的枠組みでは信頼性の構成要素。IASCの概念的枠組みでは明示なし。	補強的な質的特性として軽視

### (3) 金融化の検討

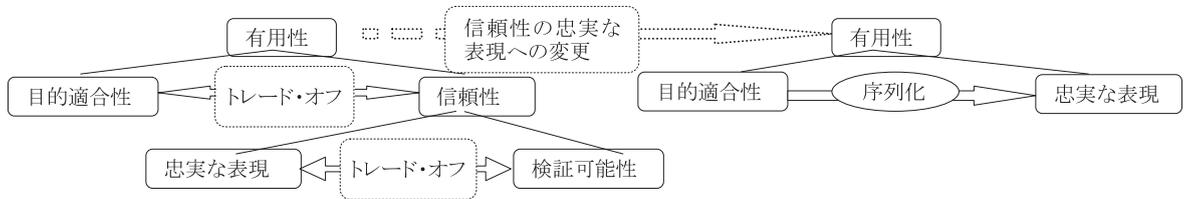
以下では、この財務情報の質的特性の変化に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討することとする。

#### ① 信頼性と検証可能性

両者の「アプローチ」は、共に意思決定有用性アプローチで共通している。他方、質的特性に関する「規定方法」、「区分」、「関係」、「信頼性」及び「検証可能性」に関して、全体として質的特性の中で最も問題となるのは、①信頼性と検証可能性の取扱い及び②トレード・オフ関係の問題である。前者の信頼性や

測定とし注記情報の拡大で意思決定有用性に寄与するのが原則（である）として整理すべきであろう」（越智 [2011], 33頁、後者のカッコ内は著者挿入）というように、その信頼性の低いことに対して問題の指摘がなされている。このように、市場価格が観察できないレベル3の金融商品等については、財務情報の信頼性や検証可能性が必ずしも確保できないことをIASBも知っているので、この問題を回避するために、新しい概念的枠組みでは、信頼性を忠実な表現へ変更すると共に、検証可能性を補強的特性へ格下げしているのである。このように、信頼性と検証可能性の

図1 信頼性からの忠実な表現への変更と2重のトレード・オフ関係の解消



(出所) 岩崎 [2011a], 33 頁。

側面において、概念的枠組みにおける金融化の影響が見られる。

## ② トレード・オフ関係

後者のトレード・オフ関係に関しては、上述のような変更によって、図1のように、新しい概念的枠組みでは、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係及び忠実な表現と検証可能性とのトレード・オフ関係という2重のトレード・オフ関係の双方を解消し、信頼性及び検証可能性のチェックを受けないように目的適合性及び忠実な表現を解放し、金融商品の処理に適した財務情報の質的特性と位置づけている。

言い換えれば、このような変更によって将来事象に関する多くの見積・予測を伴う公正価値による測定値が有用な財務情報の質的特性を有しているものとして概念レベルでの基礎を与えること、すなわち公正価値会計の制限のない展開のための概念的基礎づけを与えようとしている<sup>(5)</sup>。このように、トレード・オフ関係の削除という観点から概念的枠組みにおいて金融化の影響が見られる。

このように、財務情報の質的特性に関して新しい概念的枠組みでは、いずれも概念的枠組みの金融化の方向と矛盾するものではなく、かつ(通常の商品サービスの場合には、このような変更は不要であるにもかかわらず)金融商品の時価評価のためには都合の悪い従来重視されてきた信頼性及びそれを保証するための検証可能性の縛りを出来る限り弱め、

反対に金融商品の処理に適合する目的適合性や忠実な表現を重視するという金融商品に適した会計処理を基礎づけるための概念的枠組みとなっており、この観点からは、概念的枠組みの金融化が見られる。

## 4 財務諸表の構成要素とその定義

### (1) 従来 of 取扱

財務諸表の構成要素と定義に関して、従来の概念的枠組みでは、財務諸表として貸借対照表、損益計算書、財政状態変動計算書及び注記を挙げ、また、これらの構成要素として貸借対照表で資産、負債及び持分を、そして損益計算書で収益及び費用を表示することとしている(IASC [1989], pars.7, 47)。また、資産負債中心観の観点からそれぞれ次のように定義を行っている。すなわち、「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。…負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。…持分とは、企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である。…収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形を採る経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。…費用とは、当該会計期間中の資産の流

出若しくは減価又は負債の発生の形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう」(Ibid., pars.49-70 : …は著者省略挿入)としている。

## (2) 新しい取扱

新しい概念的枠組みでは、表4のように、財務諸表として財政状態計算書、損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記を挙げ、これらの構成要素として、財政状態計算書では資

産、負債及び持分を、損益及びその他の包括利益計算書では収益、費用を、さらに持分変動計算書とキャッシュ・フロー計算書においても各々の構成要素を想定している (IASB [2013a], pars.2.2-2.5)。

また、これらの定義に関しては、従来のものと同様に、資産負債の増減変化によって収益費用を定義するという資産負債中心観を採用して、資産負債から定義を始めている。しかし、その内容は従来のものと異なっており、資産とは、「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」のことであ

表4 財務諸表の報告内容と構成要素

財務諸表の体系	報告の内容		構成要素
①財政状態計算書	財政状態	資源と請求権	資産、負債、持分
②損益及びその他の包括利益計算書	財務業績	資源と請求権 の変動	収益、費用
③持分変動計算書	持分の変動		持分の抛却、持分の分配、種類持分間の移転
④キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー		キャッシュ・インフロー、キャッシュ・アウトフロー
⑤注記	その他の資源と 請求権の変動		—

(注) ①から④までが主要財務諸表である。なお、損益、その他の包括利益合計 (TOCI) 及び包括利益合計 (TCI) は財務諸表の構成要素ではない (IASB [2013a], par.2.39)。

(出所) IASB [2013a], pars.2.2-2.5, 岩崎 [2014a], 174 頁。

表5 財務諸表の構成要素等の比較

摘要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①財務諸表の体系	貸借対照表、損益計算書、財政状態変動計算書及び注記	財政状態計算書、損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記
②構成要素	貸借対照表において資産、負債及び持分、損益計算書において収益及び費用	財政状態計算書において資産、負債及び持分、損益及びその他の包括利益計算書において収益及び費用
③利益観	資産負債中心観	資産負債中心観
④資産負債等の定義	資産とは過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。負債とは過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。	資産とは過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源をいう。負債とは過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務をいう。経済的資源とは権利又はその他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力のあるものである。

り、負債とは、「過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務」のことであるとしている。この場合、経済的資源とは、「権利又は他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力のあるもの」である (Ibid., par.2.11) としている。

以上のことを纏めれば、表 5 のとおりである。

### (3) 金融化の検討

以下では、財務諸表の構成要素及びそれらの定義に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

まず、「財務諸表の体系」に関して、名称等に関して大きな変更があるが、このうち最も重要なものは、「損益計算書」が「損益及びその他の包括利益計算書」(包括利益計算書)へ変更になっていることである。これに伴って、従来と比較して、金融商品の公正価値会計等による時価評価を行った項目で、損益計算書に計上されない部分をその他の包括利益に計上するための区分(ないし計算書)が新たに導入されている。この点で、概念的枠組みの金融化が見られる。また、「構成要素」に関しては、基本的に両者は同様なものとなっている。そして、「利益観」に関しては、両方とも資産負債中心観によっている。

最後に、財務諸表の構成要素の「定義」に関しては、次のように、両者の間には大きな違いがある。

#### ① 将来の経済的便益の流入ではなく、資源であると考えること

新しい概念的枠組みでは、資産とは将来の経済的便益の流入ではなく、現在の資源であるということを強調している (IASB [2013a], par.2.10)。これは、従来の資産の定義における経済的便益の流れについての明確な言及が、

資源ないし債務と経済的便益の流れとの区別を曖昧にする危険性があると考えられている。それゆえ、新しい定義では、経済的便益への言及を経済的資源についての新しい定義へ移すことによって、この混乱の原因を排除しようとしている。そして、資産の定義の明確化をサポートするガイダンスとして、資産は、最終的な将来の経済的便益の流入ではなく、基礎となる資源である (IASB [2013a], p. 7) と考えている。例えば、(将来の経済的便益の流入をもたらす)「原資産に対するコールオプションの場合には、資源は、原資産ではなく、原資産を購入する権利である」(IASB [2013c], par.13) としている。

このように、新しい概念的枠組みでは、資産とは将来の経済的便益の流入ではなく、現在の資源であるということを、金融商品の例を用いて根拠付けしており、この点で概念的枠組みの構成要素の定義において金融化が見られる。

#### ② 不確実性の役割

前述のように、現行の資産の定義では、「将来の経済的便益は『期待される』(expected)ものでなければならないという考え方 (notion) が含まれている。この考え方を、ある人は、経済的便益の流入の蓋然性は一定の最低限の識閾を満たさなければならないという要件であると解釈している。しかし、そのような蓋然性識閾は、多くの買入オプション (purchased option) のような、明らかに資産である多くの項目を排除してしまうであろう」(Ibid., par.13)。それゆえ、経済的資源に関する新しい定義は、「資産は経済的便益の流入を生み出す能力がなければならない。(しかし)当該流入は確実である必要はない」(IASB [2013a], par.2.10: 括弧内著者挿入) ということを明確にしている。そして、IASB は、蓋

然性の程度は、認識に影響させず、測定に影響させるものと暫定的に結論している (Ibid., par.2.35)。

このように、財務諸表の構成要素の定義に関して新しい概念的枠組みでは、資産について蓋然性の識閾は必要でないということを、(通常の商品サービスの場合には、このような変更は不要であるのにもかかわらず) 金融商品の例を用いて根拠付けしている。このように資産負債の定義上蓋然性を削除することによって、概念的枠組みにおいて金融商品に適した会計処理を行うことが可能となる理論的根拠を与えている。このような観点から概念的枠組みにおける構成要素の定義において金融化が見られる。

## 5 認識規準

### (1) 従来 の 取 扱

現行の概念的枠組みでは発生主義を前提として、認識規準に関しては、「構成要素の定義を満たす項目は、次の場合に認識しなければならない。(a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業が

ら流出する可能性が高く、かつ、(b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有していること」(IASB [1989], par.83) という3つの条件が満たされた場合に、項目が認識されることとなっている。また、認識においてコスト・ベネフィットが考慮され、コストが便益を上回る場合には、認識を要求しないこととなっている (Ibid., par.44)。

### (2) 新しい取扱

新しい概念的枠組みでは、表6のように、後述の「ものを除いて、企業はすべての資産及び負債を計上すべきである」としている。この理由は、「一部の資産又は負債が認識されない場合には、企業の資源及び義務に関して結果として生じる描写は、不完全なものとなり、企業の財政状態に関して忠実性の低い表現となる」(IASB [2013a], par.4.24) からであると考えている。

そして、例外的なケースとして、次の場合には、「企業がある資産又は負債を認識する必要がないか又は認識すべきでない」とIASBが判断する可能性がある」(Ibid., par.4.25)

表 6 認識規準の構造

(1)原則:全ての資産負債の認識	—
(2)例外:次のものは認識する必要がないか又は認識してはならない。 ①目的適合性がないか又はコスト・ベネフィットの観点から目的適合性がないもの ②どのような測定値も忠実な表現とならないもの	㉞ (結果の広範囲性) 訴訟のように、結果の範囲が非常に広く、その結果の可能性を見積もるのが、非常に困難である場合 ㉟ (低蓋然性) 資産負債が存在するが、経済的便益の流入が生じる蓋然性が非常に低い場合 ㊱ (識別困難性) 資源や債務を識別することが非常に困難である場合 ㊲ (配分の困難性) 資源や債務を測定するのに、測定される項目だけに関連せずキャッシュ・フローの配分が必要となり、それが非常に困難であるか又は非常に主観的になる場合 ㊳ (目的への不必要性) 自己創設のれんのように、資産の認識が財務報告の目的に不必要な場合

(出所) IASB [2013a], pars.4.24-4.26, 岩崎 [2014b], 19頁。

としている。すなわち、「(a) 資産（又は負債）を認識することで、目的適合性がないか又はコストを正当化するのに十分な目的適合性のない情報を財務諸表の利用者に提供することになる場合 (b) 必要な記述及び説明のすべてを開示したとしても、資産（又は負債）のどの測定値も、資産（又は負債）及び資産（又は負債）の変動の十分に忠実な表現とならない場合」（Ibid., par.4.25）。また、この目的適合性のないものの具体例として、表 6 のようなものがある。

このように、新しい概念的枠組みにおける認識規準の特徴点としては、①「アプローチ」に関しては、従来の認識規準が限定認識アプローチを採用していたのに対して、新しいものでは全部認識アプローチに変更されていること、及び②「認識規準」に関して、財務諸表の構成要素の定義を満たすものを基本的に全て認識することとし、定義において蓋然性を削除したことによって、認識規準において蓋然性を削除していること、また、財務情報の質的特性に関して信頼性を取消し、忠実な表現に変更したことによって、認識規準において信頼性を削除したことが挙げられる。

以上のことを纏めれば、表 7 のとおりである。

### (3) 金融化の検討

以下では、財務諸表の認識規準に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

認識規準における「蓋然性と信頼性の削除」に関しては、前述のように、蓋然性の低いものも金融商品として計上できるようにするために、財務諸表の構成要素の定義における蓋然性の削除を行ったことに伴うものである。他方、信頼性の削除については、前述のように、例えば、レベル 3 の金融商品のように、信頼性の低い金融商品を計上するためのものである。これらの結果として、認識アプローチが全部認識アプローチへ変更されている。それゆえ、両者とも金融商品に適した会計処理を行うためのものであり、このような観点からは、概念的枠組みの金融化が見られる。

## 6 測定属性

### (1) 従来の取扱

従来の概念的枠組みでは、測定属性に関して並列列挙型の規定方法に基づき、取得原価、現在原価、実現可能（決済）価額、現在価値という 4 つの測定基礎を列挙しており（IASC [1989], par.100）、どのような場合にこれら

表 7 認識規準の比較

摘 要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
(1) アプローチ	限定認識アプローチ	全部認識アプローチ
(2) 認識規準	①定義（定義） ②将来の経済的便益が流入しないし流出する可能性が高いこと（蓋然性） ③信頼性を持って測定可能な原価又は価値を有すること（信頼性）	①【原則】全ての資産負債の認識 ②【例外】認識をしなくてもよいか、してはならない事項 ・目的適合性がないか又はコスト・ベネフィットの観点から目的適合性がないもの ・どのような測定値も忠実な表現とならないもの ⑦結果の広範囲性、⑧低蓋然性、⑨識別困難性、⑩配分の困難性、⑪目的の不適合性

が選択されるのかに関しては、具体的な指針を示していない。なお、「企業が最も一般的に採用している測定基礎は、取得原価である」(IASC [1989], par.101) としている。

## (2) 新しい取扱

新しい概念的枠組みでは、測定属性に関する主な内容は、次のとおりである。

「特定の測定の目的適合性は、投資家、債権者及びその他の融資者が、その種の資産又は負債がどのように将来キャッシュ・フローに寄与するかをどのように評価する可能性が高いのかに応じて決まる。したがって、測定の選択は、

- (i) 個々の資産については、当該資産がどのように将来キャッシュ・フローへ寄与するのかに応じて決めるべきである。
- (ii) 個々の負債については、企業が当該負債をどのように決済ないし履行するのかに応じて決めるべきである。」(IASB [2013a], p. 14)

新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組みは、表 8 のとおりである。

新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組みは、①基本思考としての企業の財務実態とリスクの開示思考、②利益観としての資産負債中心観、③測定属性観としてのホーリスティック観、④測定モデルとしての混合測定モデル、⑤当初測定として取引形態別分類(構成要素アプローチ)で、事後測定の分類視点からの測定属性の決定、⑥事後測定の分類視点として資産については将来キャッシュ・フローへの貢献<sup>(6)</sup>、負債については負債の履行又は決済、⑦資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法としては、使用・売却・回収のための保有・使用権料のための資産の 4 分類である。

以上のことを纏めれば、表 9 のとおりである。

## (3) 金融化の検討

以下では、測定の考え方に関して、概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

両者とも最終的には、前述のように、混合測定モデルを採用することでは変わりはない。

表 8 新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組み

摘 要	内 容
①基本思考	企業の財務実態とリスクの開示
②利益観	資産負債中心観
③測定属性観	ホーリスティック観
④測定モデル	混合測定モデル
⑤当初測定	取引形態別分類(構成要素アプローチ)で、事後測定の分類視点からの測定属性の決定
⑥事後測定の分類視点	・資産については将来キャッシュ・フローへの貢献 ・負債については負債の履行又は決済
⑦資産の将来キャッシュ・フローへの寄与の方法	・将来キャッシュ・フローへの貢献方法分類 ・使用・売却・回収のための保有・使用権料のための資産の 4 分類

(出所) 岩崎 [2014b], 22 頁 (一部修正)。

表 9 測定属性の比較

摘 要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①測定モデル	混合測定モデル	混合測定モデル
②規定方法	並列列举型	将来キャッシュ・フローの観点からの規定方法
③測定属性	次の 4 つの測定基礎の 列挙 取得原価、現在原価、 実現可能 (決済) 価額、 現在価値	・測定基礎として原価ベースの測定、公正価値を含めた現在市場価格、その 他のキャッシュ・フローベースの測定の 3 種類 ・資産については、どのように資産が将来キャッシュ・フローへ貢献するの かに応じて測定属性の決定 ・負債については、企業がどのようにその負債を決済ないし履行するのかに 依存して測定属性の決定

しかし、測定を考える際のキャッシュフローの視点に大きな変化が見られる。すなわち、従来においては発生主義を概念的枠組みの前提に据え (IASC [1989], par.22)、測定において「企業が最も一般的に採用している測定基礎は、取得原価である」(Ibid., par.101) として、どちらかといえば過去キャッシュ・フロー (収支) を基礎とする会計を少なくとも一般的なものとして許容 (ないし承認) してきた。これに対して、新しい方では、測定を考えるのに、「将来キャッシュフローへの寄与」ないし貢献 (IASB [2013a], p. 14) という観点から考えている。ここに「過去キャッシュフローの視点」から「将来キャッシュ・フローの視点」<sup>(7)</sup> への思考方法の大きな転換が見られる。言い換えれば、従来は過去キャッシュフロー (収支) を基礎として、それを配分していく会計<sup>(8)</sup> が一般的・基本的なものであると考えていたのに対して、新しい方では、将来キャッシュ・フローを基礎として、可能であれば、直接的に評価に結び付け、測定を行おうとしている<sup>(9)</sup>。これはまさに金融商品に適した公正価値会計の考え方であり、この観点からは、大枠としては概念的枠組みの金融化が見られる。

### Ⅲ むすび

以上のように、本稿では、IFRS の概念的枠組みにおける新潮流について検討し、会計上、1990 年代の米国の S&L 危機以降、個別の会計基準において時価評価が本格的に導入されたことに伴って、金融商品に適する会計処理を行うための理論的基礎を与える概念的枠組みとなっており、次の観点から大枠としては概念的枠組みの金融化 (現象) が見られることを明らかにした。

①会計目的に関しては、受託責任の用語の削除やそれを意思決定の一側面に包含すること、②財務情報の質的特性に関しては、金融商品の時価評価のためには都合の悪い従来重視されてきた信頼性及びそれを保証するための検証可能性の縛りを弱め、反対に金融商品の処理に適合する目的適合性や忠実な表現を重視していること、③財務諸表の構成要素の定義に関しては、資産について蓋然性の識関は必要ないということ、金融商品の例を用いて根拠付けしていること、④認識規準における蓋然性と信頼性の削除に関しては、蓋然性の低いものも金融商品として計上出来るようにするために、財務諸表の構成要素の定義における蓋然性の削除を行ったことに伴うも

のであり、また、信頼性の削除については、例えば、レベル3の金融商品のように、信頼性の低い金融商品を計上するためのものであること、⑤測定に関しては、(過去の収支を配分するのではなく)将来キャッシュ・フローを基礎として、金融商品に適した会計処理として可能であれば、直接的に評価に結び付け、測定を行おうとしていること。

なお、新しい概念的枠組みは、大枠としては金融化が見られるが、典型的には測定のところで見られるように、個別の項目、例えば、使用目的資産については原価が使用されるというように、他の測定属性を包摂し得るものとなっている。また、もしこれと同様なものが最終化された場合には、この金融化された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定される可能性(危険性)がある。本稿は、討議資料等を基礎とした分析なので、最終的な概念的枠組みがどのようなものとなるのかによって、結論が変わる可能性もある。

#### 【注記】

- (1) 勿論、現在、新しい概念的枠組みが完成していないので、これに基づく個別の会計基準の設定は基本的になされていない。しかし、概念的枠組みは、それ自体個別の会計基準を設定・改廃するときの基準となるメタ基準であるので、概念的枠組みが金融化すれば、そこから導かれる個別会計基準も理論的には基本的にそれと整合ないし首尾一貫したものと合理的に推定され得る。
- (2) 厳密には両者(2010年のものと2013年のもの)は、FASBが参加しているか否か及び審議会のメンバーが交代していることに伴って、同質のものとはいえない。しかし、2013年討議資料では、2010年のものをそのまま前提として議論しているので、ここでは両者を新しい概念的枠組みとして取扱っている。なお、両者の状況の違いとして、例えば、前議長の下では公正価値会計の方向性が強く打ち出されていたのに対して、現在の議長の下では、

測定属性アプローチが明確化されている等の公正価値会計への傾斜への「揺り戻し」が見られる。

- (3) 実際の取引を基礎とする財務情報の硬度が高い取得原価が受託責任の遂行上、最も適合することは、一般に承認されている。例えば、「株式会社においては株主と取締役の委任・受任の関係に基づいて、取締役が受託責任をどのように履行したかを財務的側面から明らかにすることにアカウントビリティの中心課題であり、会計的にそれを支える思考が取得原価主義である」(浦崎[2011], 377頁)ということである。
- (4) なお、詳しくは藤井[2011]を参照されたい。
- (5) このことによって、企業価値評価の新しいパラダイムとして、(不完全であるとは知りながら)貸借対照表項目を時価評価し、貸借対照表から直接的に企業価値評価を行おうとしているらしい(斎藤[2002], 4頁)のである。別の観点からは、「IFRSは……企業の買収価格(資産と負債の即時清算価値)を提供しようとしている」(田中[2013], 67頁)とも考えられる。
- (6) 企業会計基準委員会の訳語では、contributionを「寄与」と訳しているが、会計では伝統的に利益に対しては、例えば、貢献利益というように、「貢献」という概念を使用している。ここでは、将来キャッシュ・フローを問題としているが、その純キャッシュ・イン・フローは利益に相当するものなので、寄与ではなく、貢献という用語を使用している。
- (7) 将来キャッシュ・フローモデルないし会計といっても、将来キャッシュ・フローを直接的に集計表示するというものではなく、あくまでも、例えば、金融商品に典型的にみられるように、将来キャッシュ・フローに直接的に貢献する項目について、将来キャッシュ・フローに着目し、それを基礎にして現在価値へ割引計算等を行って計算表示を行うものである。なお、将来キャッシュ・フローに直接的に寄与しないものについては、別の計算手法を想定している。
- (8) 典型的には、取得原価主義会計での減価償却等がそれにあたる。
- (9) 勿論、直接的な評価が行えないものに関しては、代替的な方法を用いて測定を行うこととなる。具体的には、使用資産については歴史的原価の適用等である。

## 〔参考文献一覧表〕

- 岩崎勇 [2011a], 「IFRS の概念フレームワークについて」『会計』第 180 巻第 6 号, 29-41 頁。
- [2011b], 「IFRS における概念フレームワークについて」『経済学研究』第 78 巻第 1 号, 81-107 頁。
- [2012a], 「IFRS の概念フレームワークについて」『国際会計研究学会 年報』2011 年度第 1 号, 47-62 頁。
- [2012b], 「純利益と包括利益について」『会計』第 182 巻第 4 号, 13-24 頁。
- [2012c], 「IFRS の概念フレームワークにおける会計目的について」『経済学研究』第 78 巻第 5・6 合併号, 59-88 頁。
- [2012d], 「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『経済学研究』第 79 巻第 4 号, 71-94 頁。
- [2013a], 「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について」『産業経理』第 73 巻第 1 号, 31-40 頁。
- [2013b], 「IASB の概念フレームワークにおける測定問題について -2013 年討議資料等を中心として」『経済学研究』第 80 巻第 4 号, 55-80 頁。
- [2014a], 「IFRS の概念フレームワークについて -構成要素の定義を中心として」『経理研究』第 57 巻, 172-183 頁。
- [2014b], 「IASB の概念フレームワークについて -2013 年討議資料等を中心として-」『産業経理』第 74 巻第 1 号, 16-26 頁。
- 浦崎直浩 [2011], 「公正価値」363-400 頁 斎藤静樹, 徳賀芳弘編著『体系現代会計学 第 1 巻 企業会計の基礎概念』中央経済社。
- 太田康広 [2012], 「会計研究の新しい潮流」『企業会計』第 64 巻第 4 号 4-5 頁。
- 越智信仁 [2011], 「IFRS 導入と公正価値評価への対応」『国際会計研究学会年報 2010 年度』, 33-45 頁。
- 斎藤静樹編著 [2002], 『会計基準の基礎概念』中央経済社。
- 田中弘 [2013], 『会計学はどこで道を間違えたのか』税務経理協会。
- 浜本道正 [1996], 「アメリカの S&L 危機と会計政策」『会計検査研究』第 14 号。  
<http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/14-3.html>
- 藤井秀樹 [2011], 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, 17-40 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2009a], 『割引現在価値会計論』森山書店。
- 津守常弘 [2012], 「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第 64 巻第 8 号, 17-30 頁。
- IASB [2008], *Exposure Draft of An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information.*
- [2010], *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010* (IASB 財団編, 企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳『2011 国際財務報告基準』中央経済社)。
- [2013a], *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting. July 2013* (企業会計基準委員会訳『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』)。
- [2013b], *Discussion Paper: Snapshot: Review of the Conceptual Framework. July 2013.*
- IASB [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*